

鳥取県告示第307号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月24日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会 会長 野島 完	倉吉市葵町717-3	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会通所介護事業所	倉吉市関金町関金宿1115-2	平成21年4月1日